解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

福岡県久留米市山川町六五六番地

有限会社誠

清算人　豊福　宏行

解散公告

当法人は、令和七年四月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

佐賀県伊万里市東山代町東大久保一七六一番地一

特定非営利活動法人国際協力の会ＭＩＳ

清算人　古賀　通浩

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

長崎県雲仙市愛野町乙七九九番地一

合資会社ケアセンターあいわ

清算人　大石幸一郎

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月十二日、福島地方裁判所会津若松支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

福島県喜多方市上三宮町上三宮字籬山六〇七番地

宗教法人神習教三島講社

清算人　弁護士　一ノ瀬美枝

連絡先　福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年九月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

東京都江戸川区南篠崎町二丁目一〇番一一号一階

医療法人社団健英会

清算人　木俣　**吉博**

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月十八日付宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十六日）の翌日から令和七年七月二十八日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

宮城県黒川郡大和町しあわせの杜二三番地の一　大和町杜の丘北部土地区画整理組合

清算人代表　遠藤　森寿

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月二十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

福島県相馬市石上字南白髭三二〇

福島県浜通り農民運動連合会岩子漁業生産組合

代表清算人　岡本　泰伸

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十六日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

山口県岩国市柱島一三二番地七

清算法人岩国市柱島土地改良区

代表清算人　笹川　清

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

熊本県八代市千丁町古閑出二〇五二番地

農事組合法人西下アルファーム

清算人　久木田　毅

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月十六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十七日

滋賀県彦根市法士町七九番地　妙行寺

清算人　川村　武男

配当公告

名古屋市西区新道一丁目九番地三〇リンツネビル二〇五号　破産者　株式会社三巧

右の者に対する名古屋地方裁判所令和六年(フ)第一二二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一六一、三七九、九七七円

一、配当をすることのできる金額

金三〇、〇八一、〇九二円

令和七年五月二十七日

名古屋市中区錦二丁目二番一三号名古屋センタービル七階　破産管財人　米澤　孝充

第55期決算公告　　2025年５月27日

札幌市東区北24条東20丁目１番21号

株式会社ツルハ酒類販売

代表取締役社長　柴田　雅大

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	14
	合計	**14**
負債及び純資産の部	流動負債	22
	株主資本	△7
	資本金	10
	利益剰余金	△17
	その他利益剰余金	△17
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	**14**